

(大学提出用)

甲南大学派遣留学プログラム誓約書・同意書

甲南大学長 殿

私は、甲南大学外国留学規程に則った留学プログラム（以下、留学プログラムという）に出願し、参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、甲南大学派遣留学生の資格を取消されたり、甲南大学のサポートを受けられないことになったりしても異議を申し立てません。

1. 留学とは派遣先大学の運営するプログラムに参加することであることを十分理解し、プログラム参加中に問題等が起こった場合は自らの責任で派遣先大学の担当窓口にご相談し、対処すること。
2. 別紙『新型コロナウイルス感染症流行中の留学における注意事項』を熟読のうえ了解すること。
3. 留学にかかる経費を渡航前に準備する必要があり、留学プログラムへの参加について、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。留学にかかる所定の費用（定められた本学の学費、派遣先大学の授業料等）を定められた期日までに支払うこと。費用の支払に遅延がある場合、留学終了後の単位認定に支障が生じる場合があることを了解すること。
4. 心身共に留学に耐えうる健康状態であること。傷病（精神疾患含む）やその他の理由により、留学継続に耐えうる状態でないことが判断された場合は、大学の判断に従い速やかに日本へ帰国すること。
5. 外国留学派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学への留学候補者として推薦されることであり、派遣先大学での受入を保証するものではないことを了解すること。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了解すること。
6. 外国留学の趣旨を十分理解し、派遣先大学にて学業に精励すること。参加する留学プログラムの定める講座・授業をすべて履修すること。授業や成績については派遣先大学の規則に従うこと。派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報や留学プログラムの運営のために、または学生の安全を守るために本学が派遣先大学から提供を受けること、またそれを保有すること。また、学業成績が派遣先大学の基準を下回る場合に途中帰国の措置をとることがある。その場合には措置を受入れ従うこと。
7. 留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学における履修登録手続、単位換算手続、留学費用の支払い手続、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
8. 留学に際して出国から帰国までの全期間、本学が指定する海外旅行保険及び危機管理サービスに加入すること。海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学から保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。また、保険は、加入者と保険会社間の契約であり、保険金請求を含むすべての手続は、自己の責任において対処すること。
9. 留学プログラムに参加するにあたり本学に提出した個人情報及び成績等本学が保有する個人情報や本学が留学プログラムの実施（事故対応、保証人との連絡等を含む）に必要な範囲で利用すること。また、上記の個人情報を同一目的の範囲で、留学先の大学、株式会社甲南学園サービスセンターその他第三者に提供すること。

10. 留学プログラムまたは本学で定める滞在方法に従い無断で変更をしないこと。留学に伴う渡航期間中は、派遣先大学が管理・指定する施設・サービスを利用することになり、トラブル等が発生した場合には自ら派遣先大学の担当窓口にご相談し、対処すること。また、必要に応じてその状況報告を本学にすること。
11. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国内の法令、派遣先大学の学則および本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国内の公序良俗にも反することのないように注意すること。
12. 本学の学生として良識のある行動を心掛け、本人の自覚と責任において行動すること。また、留学に伴う渡航期間中に災害・暴動・テロ・事故・疾病・犯罪などによる損害について、本学に一切責任を問わないこと。
13. 派遣先大学が所在する国や地域の治安の悪化、疫病、自然災害その他学生の安全が保障されない事情が生じた場合、留学の中止、延期その他学生の安全を確保するための諸決定を行うことがあるので、こうした事態が生じ得ることを理解し、本学の諸決定に速やかに対応すること。
14. 自己都合、大学の諸決定および現地政府または日本国政府の勧告・命令等により留学を中止または延期した場合、支払い済みの留学費用*の取扱いは支払い先が定めるキャンセルポリシーに従い、留学費用の返金に一切応じられないときがあること。また、キャンセル料が発生したときは、学生本人が負担すること。さらに、本学が留学の中止・延期等を決定した場合であっても、各自で手続きのうえ支払い先に直接支払った留学費用および各自で追加して支払う必要がある留学費用について、本学に補償を求めないこと。
*留学費用…授業料、教材費、滞在費、ビザ申請費用、航空運賃、海外旅行保険料、危機管理サービス使用料、諸手続き費用、雑費等。
15. 留学の中止・延期等により協定校から成績が付与されず、予定していた単位を取得できない、帰国する学期の本学授業の履修もできない可能性があることに留意すること。
16. 留学での単位取得が計画通りにできなかったために、卒業が遅れたり卒業できなくなったりしても、本学に一切責任を問わないこと。
17. 留学に伴う渡航期間中は、本学国際交流センターへ現地到着の報告、適宜近況報告等を行うこと。また、留学期間終了後は1か月以内に速やかに帰国し、国際交流センターが指定する期間内に留学報告書を国際交流センターへ提出すること。
18. 留学期間終了後は、必ず帰国し、本学に帰国すること。
19. (ダブルディグリープログラムの留学生のみ)ダブルディグリープログラムは、協定校や本学での卒業や学位取得を保証するものではないこと、および、本学入学年度からの通算で4年を超える在学が必要となることに留意すること。

学部・学科 _____ 学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印 _____ 押印日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人は、上記に同意し、学生本人に上記誓約事項を遵守させることを保証します。

保証人氏名 _____ 印 _____ 押印日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 必ず保証人の方ご自身が自署してください。代筆が判明した場合、本書面は無効となります。